○消費者権利院の組織と権限について（イメージ図）

都道府県

内　閣

統轄

各府省庁

附属機関（外局等）

所轄

（一定の独立性）

消費者権利院

消費者権利官
＊１人／任期６年／再任不可

消費者権利官補
＊消費者権利官の補佐（１人）

消費者権利委員会
＊重要事項の決定
＊権利官＋権利官補＋審議委員３人（計５人）

事務総局　＊所掌事務の遂行

消費生活相談員
＊非常勤国家公務員／任期10年／原則再任

国民生活センター

地方消費者権利局
（都道府県単位）

地方消費者権利官

消費生活相談員
＊非常勤国家公務員／任期10年／原則再任

都道府県消費生活センター

＊全国で計300～400カ所程度

支局
市区町村消費生活センター

支局
市区町村消費生活センター

委嘱

指揮監督

委嘱

連絡相談・情報共有

資料提出要求
調査要求

報告義務
資料提出
調査結果報告

処分等の勧告

立法提言

調査要求

調査結果報告

国会

衆議院

本会議

委員会

参議院

本会議

委員会等

・消費者権利官の適性審査
・消費者権利官の任命の議決
・消費者権利官の罷免の議決

行政処分
行政指導

事業者

立入検査等
勧告の公表

差止命令
財産保全命令

民事執行

裁判所

差止命令申立て
財産保全命令申立て

民法・消費者契約法等に基づく訴訟提起

差止請求訴訟

損害賠償等団体訴訟
仮差押え申立て
（訴訟追行許可前）

損害賠償請求訴訟

訴訟援助
訴訟参加

適格消費者団体
＊許可制から登録制へ改め、数を確保

賠償金分配

窓口一元化

情報提供

苦情相談

あっせん

消費者